新居浜工業高等専門学校フルタイム勤務再雇用教員の適用基準について

令和4年11月14日校長裁定 令和7年 1月28日一部改正

1. 高専機構の基準(概要)

「フルタイム勤務教員は、主事等の経験を有する者その他特定の分野、技術等において業績を有する者で、教育研究及び助言等の職務を行わせる必要があると認められる教員とする。」 (条件)

次の①又は②である場合にフルタイム勤務とすることができる。

- ① 主事等の経験を有する者
- ② 特定の分野、技術等において業績を有する者

2. 新居浜高専の運用

- (1) 1年目については、次のとおりとする。教員においては、教授を通算で4年以上経験し本校で定年退職をする者に限る。
 - ①については、本校において次の役職のいずれかを通算で2年以上経験した教員
 - 副校長
 - 校長補佐(主事)
 - 専攻科長
 - 学科(科)主任
 - ②については、次に該当する者
 - ・文部科学大臣表彰を受けた者、もしくは、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則(第6条)による表彰を受けた者
 - ・新居浜高専の発展のために特に必要な特定職務に関する豊富な知識、経験を有する者、 ただし人事委員会において審査し、校長が決定した者
- (2) 2年目以降の継続雇用については、次のとおりとする。 意向調書と学校全体の実情等を踏まえて、校長が決定する。
- 3. 教員の再雇用計画について

再雇用計画の作成は、各学科(科)の主任、または校長が指名する当該学科(科)の教授が行う。(フルタイム勤務再雇用を受けようとする教員は除く。)その際、各学科(科)の将来構想、定員ポストの採用計画等を充分検討の上、作成するものとする。

4. 本基準については、令和7年3月31日定年退職者から適用する。